第二十五条の十三第十一項中「平成二十三年一月一日」を「平成二十五年一月一日」に改め、同条第二十項中「同号に規定する光ディスク等」を「記録用の媒体」に改める。

第二十五条の十三の四第二項中「第二十五条の十三の七第三項」を「第二十五条の十三の七第二項」に改める。

第二十五条の十三の七中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第二十五条の十四第十五項第一号中「第十九条の三第九項」を「第十九条の三及び第十九条の四」に、「同項」を「第十九条の三第九項」に、「とする」を「と、第十九条の四第四項中「前条第九項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第一号の規定により読み替えられた前条第九項」と、同条第七項中「第二十五条の八の二第四項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の八の二第四項」とする」に改め、同項第三号中「同条第二十項中「第十五項第五号」を「同条第二十四項中「上場株式等で」とする」に改め、同項第七号中「とする」を「と、同項第九号中「これらの規定に規定する上場株式等で」とする」に改め、同項第七号の規定により読み替えられた前各号」と、同条第十項中「上場株式等で」とあるのは「第二十五条の十四第十五項第七号の規定により読み替えられた前項各号に規定する上場株式等で」とする」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「第十九条の三第九項」を「第十九条の三及び第十九条の四」に、「同項」を「第十九条の三第九項」に、「とする」を「と、第十九条の四第四項中「前条第九項」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の八の二第四項」とする」に改め、同項第三号中「同条第二十項中「第十五項第五号」を「同条第二十四項中「上場株式等で」とする」に改め、同項第七号中「とする」を「と、同項第九号中「前各号」とあるのは「第二十五条の十四の二第五項第七号の規定により読み替えられた前各号」と、同条第十項中「上場株式等で」とあるのは「第二十五条の十四第十五項第七号の規定により読み替えられた前各号に規定する上場株式等で」とする」に改める。

第二十五条の十七第二十四項中「の適用が」を「又は法第四十一条の十八の二若しくは第四十一条の十八の三の規定の適用が」に、「同条の」を「これらの」に、「同条第二項中」を「所得税法第七十八条第二項中」に、「ものの」を「もの（当該取消しに係るものに限る。）の」に、「とする」を「と、法第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「その年において第四十条第一項後段の承認につき同条第二項の規定による取消しがあつた場合には、同条第一項の規定の適用を受けたもの（当該取消しに係るものに限る。）のうち同項に規定する財産の贈与に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分を含むものとし、その寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする」に改める。

第二十五条の十九第二項第一号イを次のように改める。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（法人税法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合に同号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この項及び次条において「配当等の額」という。）を除く。）

第二十五条の十九第二項第二号イ中「前号イ⑵に掲げる金額」を「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額」に改め、同項第四号中「所得の金額が」の下に「ない場合又は」を加え、「第一号イ⑴又は⑵に掲げる金額」を「第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額」に改める。

第二十五条の二十第四項第二号中「の株式等」の下に「（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）」を加え、「発行済株式等」を「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（以下この節において「発行済株式等」という。）」に改め、同条第七項中「第三十三条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「第十九号」を「第十号」に改める。

第二十五条の二十二第四項を削り、同条第三項中「同条第一項に規定する」を削り、「の株式等の」の下に「当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている」を、「有する株式等の」の下に「当該貸借対照表に計上されている」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十条の四第三項に規定する政令で定める業務は、同条第一項に規定する特定外国子会社等（以下第五項までにおいて「特定外国子会社等」という。）が被統括会社（次項に規定する被統括会社をいう。以下この項において同じ。）との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの（以下この条において「統括業務」という。）とする。

第二十五条の二十二第五項中「第三項」を「前項」に改め、同条第七項第一号中「同項」を「同条第一項」に、「以下この項」を「同条第三項に規定する特定事業を主たる事業とするもの（同項に規定する事業持株会社を除く。）を除く。以下第十二項まで」に改め、同条第八項中「同項に規定する」を削り、同条第九項中「前項に規定する」を削り、同条第十項中「法第四十条の四第三項に規定する」を削り、同条第十二項中「同項に規定する」を削り、「主たる事業」の下に「（同項に規定する事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十三項中「第一項に規定する統括業務」を「統括業務」に改める。

第二十五条の二十二の二第二項を次のように改める。

2　法第四十条の四第四項第一号に規定する政令で定める日は、法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由に基づく法第四十条の四第一項に規定する剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日の前日（当該剰余金の配当等の額の支払が法人税法第二十四条第一項第三号に規定する資本の払戻しに基づくものである場合には、当該剰余金の配当等の額の支払に係る効力が生ずる日）とする。

第二十五条の二十二の二第三項中「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同項第一号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同項第一号中「における」の下に「貸借対照表に計上されている」を加え、同項第二号中「限る。）の」の下に「前号の貸借対照表に計上されている」を加え、同条第四項中「限る。）の」の下に「前項第一号の貸借対照表に計上されている」を、「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同条第四項第二号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第十項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「前条第四項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第九項を同条第二十二項とし、同条第八項中「金額（当該」を「金額（」に改め、「法人所得税」の下に「（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第七項中「この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の五項を加える。

16　法第四十条の四第四項第六号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が有する特許権等（同号に規定する使用料に係るものに限る。第十八項及び第十九項において同じ。）に係る当該事業年度の償却費の額のうち法人税法第三十一条の規定の例に準じて計算した場合に算出される同条第一項に規定する償却限度額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。